

○西いぶり広域連合専門委員設置規則

平成 13 年 7 月 10 日
規 則 第 3 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 174 条の規定により、本広域連合に専門委員を置く。

(名称、担当事務及び定数)

第 2 条 専門委員の名称、担当事務及び定数については、別表のとおりとする。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、広域連合長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 専門委員の任期は、2 年とする。ただし、当該専門事項の調査、研究等が終了したときには、解嘱されるものとする。

(共同研究等)

第 4 条 専門委員は、同一の担当事務について、共同して調査、研究等を行うことができる。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、専門委員について必要な事項は、その都度広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	担当事務	定 数
西いぶり広域連合ダイオキシン類測定装置検討委員	ダイオキシン類がリアルタイムで測定できる装置等及びそれに基づく測定方法の導入の可否について検討を行う。	15人以内
西いぶり広域連合共同電算システム評価委員	共同電算センターに導入する業務システム及び共同電算センターの運用組織等の評価検討を行う。	10人以内